

あっせん人列伝

第4回 伊藤 紘一 会員 (26期)



連載企画第4回は、当センターの生みの親で、数多くのあっせん事件を解決に導いた伊藤紘一会員です。（聞き手：紛争解決センター運営委員会委員 小川 亮太郎）

Q1 当センターの設立者のお一人ですが、設立の経緯を教えてください。

東京では、第二東京弁護士会が最初に仲裁センターを作りました。当時の裁判は、書面の提出と次回期日の指定をするだけで、当事者の話を聞く手続きではなく、かえって紛争を拡大させているのではないかと問題意識から、当事者の話をよく聞いて紛争を解決する機関として設立されたものです。私は、趣旨には賛同しながらも、その趣旨通りの運営がされるか懐疑的でした。しかし、申立代理人として同センターを利用したところ、確かによく話を聞いてくれ、良い解決ができました。そこで、同様の機関を当会にも設けようと考え、あっせん人列伝第1回に登場した吉岡桂輔会員（当時副会長）と一緒に当センターを設立しました。

Q2 あっせん人として心がけていることはなんですか。

当センターのモットー（早い、安い、うまい）は勿論ですが、私は、やはり当事者の話をよく聞いて解決することを大切にしています。当事者は、紛争発生当初、怒りや悲しみのマイナスの感情をコントロールできていません。しかし、第三者にしっかり話を聞いてもらえると、徐々に落ち着いて感情のコントロールを取り戻し、理性的な判断をして紛争の解決ができるのです。あっせん人は、当事者の話を聞くキャパシティを持つことが非常に大事だと思います。

Q3 あっせん人をされた事件で印象に残っているものを教えてください。

マンションの建築反対運動の事案が印象に残っています。建設業者がマンション建設を計画したところ、周辺住民が沢山旗を立て、強い反対運動を起こしたので、業者が反対運動の中止を求めたという事案です。この業者は、自治体の建築紛争審査会に申立てをしましたが、同手続きでは話をあまり聞いてくれず、不

調となり、当センターに申立てを行ったとのことでした。

当初、相手方である周辺住民は、業者の代理人弁護士と私とが、弁護士同士で話し合いをし、その結論を押しつけようとするのではないかと当センターでの手続きを警戒し、応諾しませんでした。そこで、私は、住民の方々に対し、当センターは双方の話をよく聞いて進める手続きであることを手紙で説明し、応諾してもらいました。期日を開くにあたっては、相手方となっているか否かに拘らず、関心がある住民全員に来てもらうことにしました。そして、第1回期日から現地へ赴き、双方から話を聞きました。現地を確認することで、お互いの問題意識が具体性をもって共有され、信頼感をもった話し合いが可能となりました。結局、3ヶ月半で9回の話し合いや現地視察を行い、日照・工事時間・最上階の戸数減、目隠しの設置など周辺住民の要望を十分取り入れたマンションの設計となり、和解できました。

後日談ですが、周辺住民が「やっと話を聞いてもらえる人に出会えた」とおっしゃって弁護士会までお礼に来てくれました。この言葉はあっせん人として非常に光栄なことです。

Q4 当センターに向いている事件はどのようなものか教えてください。

実際の人間社会の紛争は、要件事実で構成できない紛争の方が多いことは、日頃法律相談などをしている会員であれば感じていることだと思います。そのような紛争は裁判所では救済されませんが、当センターでは、要件事実で構成できない紛争でも解決できます。ぜひご利用下さい。

伊藤紘一会員プロフィール

1974年弁護士登録（26期）。以後、常議員、日弁連弁護士業務対策委員会委員、あっせん仲裁協議会議長、広告調査委員会委員長を歴任。現在、東京簡易裁判所調停委員、国土交通省建築紛争審査会委員、紛争解決センターあっせん人。